

SR（シェアホルダー・リレーションズ）という考え方

IR（インベスター・リレーションズ）は、上場企業が株主や投資家向けに経営状態や財務状況、業績概況、今後の見通しなどを情報提供していく活動を指しているが、最近では株主とのコミュニケーションや関係構築を指すSR（シェアホルダー・リレーションズ）が注目されている。かつてSRといえば海外のアクティビストに上場企業としてどう会話していくか議論された時もあったが、長期に投資する株主の考え方を経営に活かしていくとファンクの様子にSR部を敢えて設置する一部の上場企業もあった。最近、SRが再び注目されている背景としては次の様な環境の変化がある。

上場企業として求められる株主との関係の在り方について、プライム市場ではコーポレートガバナンスコード（以下、CGコード）等への対応がより強く求められていることがある。2015年6月から適用開始されたCGコードの基本原則1では、株主の権利行使のための環境整備・平等性の確保が求められているが、2021年6月再改定では少なくとも機関投資家向けに議決権電子行使プラットフォームを利用可能とすることが加えられている。また、基本原則5では株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきとされており、CGコード再改定では経営戦略や経営計画の策定・公表において取締役会で決定された事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業の見直しの状況について分かりやすく示すべきと補充原則が加えられた。

もう一つは、株主総会の開催がインターネット上で完結するバーチャルオンリーの株主総会が可能となり、株主との継続的な会話の必要性が増していることがあげられる。今までの商法においては、原則的にリアルで株主総会を行う必要があり、その他にインターネットで議決権行使を行う出席型、同じくネット上で総会の傍聴だけの参加型の各ハイブリット株主総会も可能だった。しかし、2021年6月に施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」より、株主総会において特に物理的な会場を設けていなく、株主がインターネット等の手段での出席となるバーチャルオンリー株主総会が可能となっている。また、この制度導入

の趣旨としては、①遠隔地の株主を含む多くの株主が出席しやすく、②物理的な会場の確保が不要で運営コストの低減を図ることができ、また、③株主や取締役等が一堂に会する必要がなく感染症等のリスクの低減を図るメリットが上げられている。

コーポレートガバナンス強化や株主総会等のデジタル化対応などを受けて、上場企業は株主との関係をどう作っていくかが重要な課題となっており、IRを一步進めてSRへの対応を強化することを迫られている。

そのためには、企業は株主の動向を把握する必要があるが、発行済株式総数の5%以上を保有する大量保有株主の売買動向や、各株主の継続保有動向、機関投資家や海外投資家など実質株主の把握など、株主の実態と変化を把握することがSR強化の前提になっている。次に事業報告書以外に会社の状況を定期的に知らせる株主通信やアニュアルレポートなどの株主への情報発信を充実させることで株主提案などに備え、加えてネット利用の説明会など株主とのコミュニケーションを強化することなどもSR戦略の核になっている。

この様な流れを受けてIR助言会社や信託銀行・上場会社の情報開示支援会社などが、最近では企業のSR活動を支援するサービスを強化し始めている。実務的支援内容としては、WEBを利用した株主への情報発信・コミュニケーション・株主アンケート調査や英文対応など、株主総会運営及び必要な総会向けコンテンツ作成支援など、企業の目的に合った株主優待制度の設計などが行われている。

今後、上場企業はIRに加えSR対応強化が必要になってきているが、そのためには企業自らの目的に沿って理想とする株主構成に関するビジョンを描くことも資本市場の参加者として求められていることだろう。

上場企業を取り巻く環境変化とSR

